

就学援助についてのお知らせ

町では、経済的にお困りで、一定の条件を満たしたご家庭へ学用品費や給食費などの援助をしています。

1 援助を受けられる世帯

下記の(1)と(2)の両方を満たした方が認定となります。

(1) 世帯合計の収入が、要保護(生活保護)世帯の基準額の1.5倍未満の世帯

(2) 児童扶養手当を受けている、町民税が非課税である、固定資産税が減免である、国民年金が減免の世帯など、いずれかの措置を受けている場合

<認定例>

- | |
|---|
| ① 父(45歳)、母(40歳)、中1、小3の4人家族の場合
世帯合計年収350万円、国民年金が減免の世帯 |
| ② 母(35歳)、小1の2人家族の場合
年収230万円、児童扶養手当を受給している世帯 |

世帯の状況などにより、
個別に判断します。

2 申請について

希望される方は、4月に学校から配布される申込書を**学校へ**提出してください。

<申請順序>

- ① 申込書を学校へ提出
- ② 後日、学校から就学援助申請書が配布されます。
- ③ 必要事項を記入した、就学援助申請書と証明書類を学校へ提出
- ④ 学校から認定の可否が通知されます。

3 援助の内容

小学生 年額60,000円～65,000円程

中学生 年額85,000円～89,000円程

この他、小1、中1 入学準備金(小 40,600円、中 47,400円)

小6、中3 修学旅行の実費経費(小 20,000円程度、中 60,000円程度)

小1、小4、中1 体育実技費(11,000円程度)を別途支給します。

支給時期 6月、12月、3月(入学準備金は前年度の3月)

- ◆ 支給する金額は学校・学年によって違います。
- ◆ 生活保護を受けている方は、修学旅行費のみが対象です。
- ◆ 学用品費等について、年度途中で申請し、認定された方は月割支給となります。

4 お問い合わせ先

〒086-1632 標津町北2条西1丁目1番3号

標津町教育委員会管理課 合田

TEL: 82-3110 FAX: 82-3111